

北海道文教大学学生の懲戒に関する規程

(平成 26 年 12 月 17 日 程 第 3 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、北海道文教大学学則第 38 条及び大学院学則第 38 条に定める学生の懲戒について、適正かつ公正な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の対象行為)

第 2 条 学長は、次の各号の一に該当する行為を行った学生（以下「当該学生」という。）に対して懲戒を行う。

- (1) 犯罪行為及びその他の違法行為
- (2) ハラスメント等の人権を侵害する行為
- (3) 試験等における不正行為及び論文等の作成における学問的倫理に反する行為
- (4) 情報倫理に反する行為
- (5) 学部規則その他本学の諸規則に違反する行為
- (6) 本学の名誉又は信用を著しく傷つける行為
- (7) その他学生としての本分に反する行為

(懲戒の種類及び内容)

第 3 条 懲戒の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 学生の行った非違行為を戒めて事後の反省を求め、将来にわたってそのようなことのないよう文書により注意する。
 - (2) 停学 一定の期間、学生の教育課程の履修及び課外活動を禁止する。ただし、ボランティア活動等の奉仕活動についてはこの限りではない。
 - (3) 退学 学生としての身分を失わせる。この場合、再入学は認めない。
- 2 停学の期間は無期又は有期とし、無期の停学とは、期限を付さずに命じる停学をいい、有期の停学とは、3 月以内の期限を付して命じる停学をいう。
- 3 停学の期間は、在学期間を含め、修業年限に含まないものとする。ただし、停学期間が 3 月以内の場合には、修業年限に含めることができる。

(嚴重注意)

第 4 条 学長は、前条に規定する懲戒のほか、教育的措置として口頭又は文書による嚴重注意を行うことができる。

(懲戒の量定)

第 5 条 懲戒処分の量定は、別表に定める学生懲戒処分基準（以下「基準」という。）に準拠し、次に掲げる事項を基礎に、行為者の状況、行為の悪質性及び重大性を総合的に判断して行う。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の別及びその程度

(3) 過去の非違行為の有無

(4) 日常における生活態度及び非違行為後の対応

- 2 懲戒処分の量定に当たっては、個々の事案の事情に即し、基準に定める処分を加重軽減することがある。また、基準に掲げられていない非違行為についても、基準に照らして判断し、相当の懲戒処分を行うことがある。

(悪質性及び重大性の判断)

第6条 悪質性及び重大性の判断は、次のとおりとする。

(1) 悪質性については、当該学生の主観的態様、当該非違行為の性質、当該非違行為に至る動機等により判断する。

(2) 重大性については、当該非違行為により被害を受けた者の精神的被害を含めた被害の程度、当該非違行為が社会に及ぼした影響等により判断する。

(事案の報告)

第7条 学生による事件事故が発生した場合、当該学生が所属する学科長又は学部長等（以下「学科長等」という。）は、その内容を速やかに学長に報告しなければならない。

(自宅謹慎)

第8条 学科長等は、当該行為が学生懲戒処分の停学又は退学に該当することが明白であると認めるときは、懲戒処分の決定前に、当該学生に対して自宅謹慎を命ずることができる。

- 2 自宅謹慎の期間は、停学の期間に算入できるものとする。

(事実の調査等)

第9条 学長は、事件事故が学生の懲戒に当たる行為と思慮するとき、速やかに調査委員会を設置し、当該事案にかかる事実調査を行わなければならない。なお、この調査委員会は、既存の委員会をもって代えることができるものとする。ただし、試験等の不正行為の事実調査は教務委員会が、外国人留学生の懲戒に関する事実調査は国際交流委員会留学専門部会が行うものとする。

- 2 調査委員会の委員は学部長、学科長、担任又はアドバイザー、学生委員会委員長等とし、委員長は学生委員会委員長とする。また、調査委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができるものとする。

3 調査委員会は、当該学生及び関係者から事情及び意見を聴取するとともに、必要と認められる場合は、資料の提出を求めることができる。

4 調査委員会は、調査を進めるに当たっては、原則として、当該学生に対して調査する旨を告知し、口頭又は文書により弁明の機会を与えなければならない。

5 長期にわたり逮捕・拘留、裁判等により当該学生に弁明の機会を与えることが不可能な場合又は学生が弁明を拒否した場合は、被疑事実が重大かつ明白であり、当該学生が罪状を認めている場合に限り、弁明の機会を省略することができるものとする。

6 調査委員会は、調査終了後、調査内容等を明記した報告書を作成し、学長に提出しなければならない。

(懲戒処分の決定)

第 10 条 学長は、学生委員会及び教授会の議を経て懲戒処分を決定する。

(懲戒処分の通知)

第 11 条 懲戒処分は、学長が、懲戒処分を受ける学生に対して、懲戒処分書を交付して行う。

2 学長は、懲戒処分を行ったときは、懲戒処分を受ける学生の保証人に、その旨を通知する。

3 懲戒処分を受ける学生の所在を知ることができないとき又は当該学生が懲戒処分書の交付を受けることを拒否するときは、その内容を民法（明治 29 年法律第 89 号）第 98 条第 2 項に定める方法により公示するものとする。この場合において、公示された日から 2 週間経過したときに、懲戒処分書が交付されたものとみなす。

(懲戒処分の効力・期間)

第 12 条 懲戒処分の効力は、懲戒処分書を交付した時から発生するものとする。

2 懲戒処分の期間は、懲戒処分書を交付した日から起算し、暦日計算によるものとする。

(懲戒処分の公示)

第 13 条 学長は、懲戒処分を行ったときは、懲戒の内容及びその事由を告示により学内に公示する。ただし、当該学生の氏名及び学生番号は明記しないものとする。

2 公示の期間は 2 週間とする。

(再審査請求)

第 14 条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見、その他の正当な理由があるときは、その証拠となる資料を添えて、懲戒処分書を交付された日から起算して 10 日以内に、学長に対して、再審査請求書により再審査を請求することができる。

2 学長は、再審査の必要があると認めるときは、第 9 条に定める調査を再度実施する。

3 学長は、再審査の必要がないと認めるときは、速やかにその旨を文書により当該学生に通知する。

4 学長は、再審査の結果について、速やかに文書により当該学生に通知する。

5 学長は、再審査の結果により、第 10 条による懲戒処分の決定内容と異なる決定をした場合は、再度、第 11 条及び第 13 条に定める手続きを行う。

6 再審査の請求により、懲戒処分の効力は妨げられないものとする。ただし、再審査請求により懲戒処分の内容を変更したときは、既に行った懲戒処分を取り消す等必要な措置を講じなければならない。

(停学期間の短縮及び解除)

第 15 条 学科長等は、無期停学の解除又は有期停学の短縮を学長に申し出ることができる。

2 学長は、学科長等からの申し出により、当該学生の懲戒処分後の状況等を勘案し、学生委員会、教授会の議を経て無期停学の解除又は有期停学を短縮することができる。ただし、無期の停学の解除の時期は、当該停学の開始の日から起算して 3 月以内の日とすることはできない。

(懲戒処分に関する記録)

第 16 条 懲戒処分を行ったときは、その内容を学生記録簿に記録する。ただし、本学が発行する証明書等には、その内容を記載しないものとする。

(懲戒処分前の学籍異動)

第 17 条 懲戒に関し事実調査を行っている学生から、懲戒処分の決定前に退学又は休学の申し出があった場合は、この申し出を受理しない。

2 休学中の学生が停学処分となった場合は、当該学生の停学期間中の休学を認めない。

(履修手続き)

第 18 条 停学期間中の学生は、停学期間終了後の履修のための手続きを、当該学部等の定める期間に行うことができる。

(停学期間中の指導)

第 19 条 学科長等は、停学期間中の学生に対して定期的に面談及び指導を行わなければならない。

(その他必要な事項)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、別に定めることができる。

(事務)

第 21 条 この規程の事務は、学生部学生課が行う。

(改廃)

第 22 条 この規程の改廃は、学生委員会及び教授会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 26 年 12 月 17 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 5 月 27 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

(別表)

学生懲戒処分基準

区 分	事例等	処分基準
1. 薬物事件に関するもの	大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ 等	退学、停学、訓告
2. ストーカー犯罪に関するもの		
(1) ストーカー規制法第2条	つきまとい等を繰り返すストーカー行為 等	退学、無期停学
(2) ストーカー規制法第3条	つきまとい等で身体の安全に不安を覚えさせる行為 等	停学、訓告
3. わいせつ行為に関するもの	痴漢、のぞき、強制わいせつ、盗撮 等	退学、停学、訓告
4. 交通事故に関するもの		
(1) 悪質な運転による人身事故	ひき逃げ、飲酒運転、無免許運転、速度超過 等	退学、無期停学
(2) その他の交通事故	暴走行為、駐車違反 等	退学、停学、訓告
5. 他の刑事事件に関するもの		
(1) 凶悪犯罪	殺人、強盗、強姦、放火 等	退学
(2) その他の犯罪	傷害、窃盗 等	退学、停学、訓告
6. ハラスメント	キャンパス・ハラスメント 等	退学、停学、訓告
7. 定期試験等の不正行為	カンニング、レポート盗用 等	停学、訓告
8. 情報ネットに関するもの	不正アクセス、伝染性ソフトの持込み、著作権侵害 等	退学、停学、訓告
9. 飲酒に関するもの		
(1) 死亡等の重大な事態	飲酒の強要 等	退学、停学
(2) 急性アルコール中毒	未成年飲酒 等	停学、訓告
10. 学生としてあるまじき行為に関するもの	学則・その他諸規則の違反、本学の名誉・信用を著しく傷つけた行為、学生の本分に反する行為 等	退学、停学、訓告